

○五霞町医療費助成に関する条例

平成22年6月29日

条例第13号

改正 平成23年3月31日条例第8号

平成26年6月27日条例第14号

平成28年6月20日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、妊産婦及び小児にかかわる医療費を助成し、安心して出産及び子育てができるよう経済的支援を図り、少子化対策に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 妊産婦 母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出があった日の属する月の初日から出産(流産を含む。)のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者

(2) 小児 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、五霞町の区域内に住所を有する妊産婦又は小児で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は規則で定める社会保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができるもの(五霞町の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により五霞町が行う国民健康保険の被保険者となるもの及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により五霞町がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号の一に該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。(医療費の助成)

第4条 この条例により町が助成する医療費(以下「医療助成費」という。)の額は、次の表の左欄に掲げる額から同表の右欄に掲げる額を控除した額とする。

対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当	1 入院以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合(ただし、妊産婦及び出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。) 1日につき600円(1日の支給額が600円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者においては、2回を限度とする。) 2 入院の医療を受けた場合 1日につき300円(1日の支給額が300円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等におい
---	---

<p>該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療助成費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令(条例を含む。)の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額</p>	<p>ては、3,000円を限度とする。)</p>
--	--------------------------

(支給)

第5条 医療助成費は、対象者又は対象者の親権を行う者の申請により支給する。ただし、町長が必要と認めた場合は、対象者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)又は後見人その他の者で現に対象者を保護するもの(以下「保護者等」という。)の申請により支給することができる。

(医療助成費の支給制限)

第6条 前条の規定にかかわらず、医療助成費は、対象者が次の各号の一に該当するときは、支給しない。

(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあつた日において、その者若しくはその者の配偶者の前年の所得(母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあつた日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この号について同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額に同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 小児にあつては、出生の日並びに1歳の誕生日から15歳の誕生日までの間の誕生日において、その父若しくは母の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が基準額以上であるとき又は小児の父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 医療助成費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(医療助成費の返還)

第8条 町長は、対象者の疾病又は負傷に関し、対象者若しくはその親権を行う者又は保護者等が第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において医療助成費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療助成費を返還させるものとする。

2 町長は、偽りその他不正行為によって、医療助成費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療助成費支給については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療助成費支給については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療助成費支給については、なお従前の例による。